

会議開催結果

1 会議の名称	令和7年度第2回砥部町国民健康保険運営協議会
2 開催日時	令和8年2月4日(水曜日)19時から20時00分
3 開催場所	砥部町役場3階議員協議会室
4 議題	(1) 国民健康保険事業特別会計(事業勘定)の状況について (2) 国民健康保険事業特別会計(施設勘定)の状況について (3) 答申(案)について
5 出席者	【出席委員】9人 〈公益代表〉田中昭子、仲田和由、佐伯修二 〈保険医等代表〉山本浩之、野本知佐、織田芳禎 〈被保険者代表〉上田真知子、黒川克己、相田康邦 【欠席委員】なし 【事務局】6人 佐々木 毅(税務課長) 森岡 誠 (税務課専門員兼保険税係長) 岩田恵子(保険健康課長) 東 勝之(保険健康課課長補佐) 野澤勇一(保険健康課専門員) 大川翔平(保険健康課保険年金係長)
6 公開・非公開の別	公開
7 非公開の理由	—
8 傍聴人数	0人
9 所管	砥部町保険健康課保険年金係 電話 089-962-7057

令和7年度第2回砥部町国民健康保険運営協議会 会議録

発言者	発言内容
議長	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 署名人選出 ・保険医等代表 野本委員 ・被保険者代表 黒川委員</p> <p>4 協議</p> <p>協議事項(1)国民健康保険事業特別会計(事業勘定)の状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 国民健康保険事業特別会計(事業勘定)の状況について、資料に基づき説明</p> </div>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問等はありませんか。</p>
議長	<p>では私から。令和8年度当初予算のところの繰越金ですが、予算額として少な目に上がっていると思うのですが、この額の根拠を教えてください。</p>
事務局	<p>予算を立てるにあたり、歳出の額が決まり、それに伴い歳入予算の見込みを立てます。特別会計上は、歳入歳出予算がイコールにならないといけないので、その差分を繰越金として入れています。</p>
議長	<p>ここで調整して合わせているということですね。</p>
委員	<p>2ページの下から2行目の歳入歳出差引残額2億2355万円が令和7年度に繰り越されるという説明をされたと思いますが、この金額が次のページのどこになりますか。</p>
事務局	<p>見込額のところです。</p>

委員	同じ額ですね。了解しました。
委員	もう一ついいですか。5ページの一番下の単年度収支ですが、プラスの時もマイナスの時もありますが、令和8年度予算は1172万円の赤字ということで、これは町から補填するということですね。
事務局	予算の計算上、繰越金の額がそのまま入っています。
委員	繰越金で調整する。
事務局	こちらは、令和8年度の予算で、基本的に歳入は少なめに、歳出は多めに出すようになっていきます。実際、決算の段階では、歳入は予算金額よりも多めに、歳出は少なめになると考えています。前回、令和7年度は黒字に転じるという説明の中で、令和8年度はまた赤字となって補填が必要となりませんかということでしたが、大丈夫だと思っています。マイナスになった場合は、先ほどご質問いただいた繰越金から補填することになります。
委員	確定しているのは令和6年度までですね。3年連続で繰越金が減っているということになりますね。
事務局	はい、繰越金から補填していかなければならない状態だったので、令和7年度から税率を改正して税収をあげたということです。
委員	わかりました。
議長	その他、いかがでしょうか。
委員	7年度の決算額のところで、2700万円くらい税率改定によって歳入が増えたという説明がありましたが、税率改定の時に試算もしていましたよね。だいたい想定どおりですか。
事務局	予定では3000万円の増額を見込んでいましたが、被保険者の減少もあり、税収見込みも300万円ほど減額にはなっていますが、ほぼ予定通りと考えています。
委員	税率も良かったということですね。

事務局	はい、7年度に関してはそう思っています。
議長	すみません、聞き逃したかもしれないですが、差し替えの4ページの修正したところは計算間違いということでしょうか。
事務局	子ども・子育て支援金分のところの予算額に最初は予定額を入れていましたが、県から確定額が示されたので変更しましたが、前年比を訂正し忘れていたということです。
議長	その他いかがでしょうか。 なければ次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。 では、協議事項(2)国民健康保険事業特別会計(施設勘定)の状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	(2) 国民健康保険事業特別会計(施設勘定)の状況について、資料に基づき説明
議長	ただ今の事務局の説明について、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
事務局	よろしいでしょうか。説明に誤りがありまして申し訳ありません。単年度収支の出し方ですが、繰入金の全て、一般会計と事業勘定を引くと説明しましたが、正しくは、歳入から一般会計繰入金の額を加えなかった場合となりますので、訂正させていただいたと思います。
委員	7ページの一番下の金額は違うということですか。
事務局	数字は合っています。説明が違っていたということです。「事業勘定繰入金」も引いた金額が単年度収支になると説明しましたが、一般会計繰入金だけを引くのが正解です。事業勘定繰入金は、国から入ってくるものなので歳入としてよいのですが、一般会計は町の予算から持ち出すものなので、それは引くこととなります。
委員	事業勘定繰入金は、国から補填されるものなのですね。では、実質診療所単体としては、3384万円ではなく4500万円ほどの赤字になりますね。実質はね。そう書かないとわかりにくいと思います。聞けばわかりますが。これはひどい話ですね。これが単年度収支なら、診療所としてだめだと思いますね。

事務局	<p>補足で言うと、事業勘定繰入金は、国保診療所の運営という目的に沿った繰入金になります。一般会計の繰入金は、幅広く使える町予算からの繰り入れになるので、目的によらない一般会計繰入金を差し引いた金額を単年度収支と表現させてもらい、7ページでいうと3384万2千円という金額を出させてもらっています。4000万円ではなく3000万円だということは、こういったところを踏まえてということになります。</p>
委員	<p>もう一度お伺いしますが、事業勘定繰入金っていうのは、どこからくるのですか。</p>
事務局	<p>基本的に国保診療所は、過疎地や無医地区に作るという目的のもので、一般の病院のように診療報酬などだけでは賄えないというのが元々の考えからありますので、運営費、人件費を除く分に関しては国から補填されています。</p>
委員	<p>国から県を経由せずにですか。</p>
事務局	<p>国から県を経由して特別調整交付金として県から国保特別会計に入って、そこから診療所予算に繰出しをするという流れになっています。</p>
委員	<p>県が管理しているのですか。</p>
事務局	<p>国から県に入って県から国保に入ってきます。</p>
委員	<p>この金額はどうやって決まるのですか。</p>
事務局	<p>設備など色々ありますが、診療日数や人数に応じてこれだけというものもあります。</p>
委員	<p>県が決めるのですか。</p>
事務局	<p>いえ、国が。町が申請して、特別交付金として入ることになります。</p>
議長	<p>国保診療所の設置趣旨から国が出しているお金ということですね。同じページのところで、繰越金や諸収入というのが予算より多く入っていますが、これらはどういうものですか。</p>

事務局	<p>諸収入は、入るかどうかわからないものということで、とりあえず区分を作るため、予算は1000円だけ立てているものです。諸収入は、職員の駐車場代？</p>
事務局	<p>諸収入は、保健センターが医薬品を購入する際に、病院でなければ買えないので、診療所で購入してもらっています。その購入代金になります。令和6年度では、31,126 円の決算額となっています。駐車場使用料は、使用料手数料で計上しています。</p>
議長	<p>一般会計繰入金は、7 年度は前年度を若干下回るということですね。他にありませんか。なければ次の議題に移ります。 議題(3)答申(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>(3) 答申(案)について、事務局から説明</p> </div>
議長	<p>ただ今の説明について、前回の決定事項になりますが、ご意見等ただけですでしょうか。文章的にもう少しこうした方がよいなどありますでしょうか。</p>
委員	<p>先ほども聞きましたけども、一般認識的に赤字は 3000 万円ではなく、国からの補助金も合わせた額で、施設単体で言えば 4500 万円の赤字となります。医療機関の経営で言えば、国からの補助金は除けるべきかと思いますが、そのような考え方ではよろしくないんですか？</p>
事務局	<p>そうですね。単年度収支という考え方と言うと、3000 万円という考え方でこれまでもずっと公表していることもありまして、事業勘定繰入金も確かに国費ではあるんですけど、目的が決まっています、住民の方の多目的に使える一般会計の負担とは別と考えて、みなさんに公表してきたということです。地域医療等検討委員会でもこのあたりのことをもう少し詳しく説明すれば良かったのかなと反省するところですが、3000 万円というところで前段の会でも説明を重ねて参りましたので、こちらでお願いできればと思います。</p>
委員	<p>わかりました。了解しました。</p>
議長	<p>そのほか、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>ことばの問題ですが、「診療所を廃止する。」で意味的には問題はない</p>

	<p>と思いますが、言い方というか、答申なので「廃止するものとする。」とかの言い回しをよく聞きます。言いきりだときつい印象かなと思います。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。それで、修正をさせていただいたらと思います。</p>
委員	<p>先だって、ひろた地域づくり協議会で報告されたと思いますが、地域の方のご意見は何かありましたか。</p>
事務局	<p>第1回会議の翌週、1月26日月曜日に、広田地域で物事を決めるときに諮る地域づくり協議会で話をさせていただきました。意見としては、やっぱり診療所がなくなるというところでは、続けてほしかったという意見もありました。ただ、ほとんど意見は出なかったの、出なかったからというのも違うかもしれませんが、ある一定のご理解をいただいたのかなと思っております。</p>
議長	<p>他にご意見がなければ、先ほど出ましたご意見を加えて完成させるということによろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、先ほどのご意見を反映させて修正をしまして、その内容については会長に確認していただくということでご了承いただけますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。答申書の提出日は予め2月24日と決めさせていただいておりまして、会長から町長に提出していただきます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>事務局からの議題は以上となりますが、その他何かございませんか。</p>
委員	<p>よく「保険税」と「保険料」と使い分けられていると思いますが、何かの根拠による使い分けですか。前回の資料でも「保険料(税)」とあったのですが。</p>
事務局	<p>県内の市町でも国民健康保険を保険料として徴収しているところと、本町のように保険税として徴収しているところがあります。根拠法令が税は地方税法で料は根拠法令が別です。違いとしては、税は課税3年還付5年遡れるのに対して、料の場合は課する場合は2年で還付3年です。また、金額も税は100未満切り捨て、料は10円未満切り捨てと根拠法令が違うのでそのような違いがあります。また、保険税は税金ですので、法的措置をとって強制徴収することができるという違いがあります。</p>

委員	市町によって取り扱いが違うのですか。
事務局	はい、松山市は料でしたよね。市は料が多くて、町は税で集めているところが多いかなと思います。
委員	では、市町の条例で変わってくるということですか。
事務局	おそらくどちらでもかまわなかったのですが、どういう経緯かわかりませんが、料であったり税であったりで、愛媛県内でも料で集めるところと税で集めるところがあります。
事務局	ちなみに愛媛滞納整理機構というところがあって、滞納した税金を回収してくれるところですが、そちらは「料」は取り扱ってられません。
委員	統一してくれればいいのですけど。市町によって違うのはね。
事務局	十数年後には、県下統一をする予定なので、その時には統一されると思います。
議長	国保に関してですね。
事務局	はい、そうです。今、後期高齢者医療を県がやっているような形に国保もなろうかと思っています。
委員	その後、県下統一について何か情報はありますか。
事務局	いえ、特別にはありません。ただ、国としてはできるだけ前倒しで進めるようにしてほしいようです。そうなれば、こうやってみなさんに集まっただけで税率を決めるというようなことはなくなります。それまでの間は同じような形でご協力いただきたいと思います。
委員	ありがとうございます。
議長	その他なにかございませんか。よろしいでしょうか。
	【閉会】 19 時 54 分